

# 福島第一原子力発電所事故に係る 特別調査結果の概要について

令和6年2月13日(火)

茨城県 防災・危機管理部 原子力安全対策課

1

## 目次

1. 環境放射線の測定結果(P.3～4)
2. 海水浴場の測定結果(P.5)
3. 海水・海底土の測定結果(P.6)
4. 公共用水域の水質・底質測定結果(P.7)
5. 農畜水産物の出荷制限・自粛、解除の状況  
(P.8～9)

2

# 1. 環境放射線の測定結果

## (1) 航空機モニタリング(原子力規制委員会)

<令和4年度>

### ○ 測定時期

令和4年9月1日～10月21日

### ○ 測定範囲

福島第一原子力発電所から80km圏内及び80km圏外(福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、岩手県南部、山形県東部、千葉県北部、埼玉県東部)

### ○ 測定結果

令和4年10月時点で県内の約96%が0.1  $\mu$ Sv/h以下となっている。

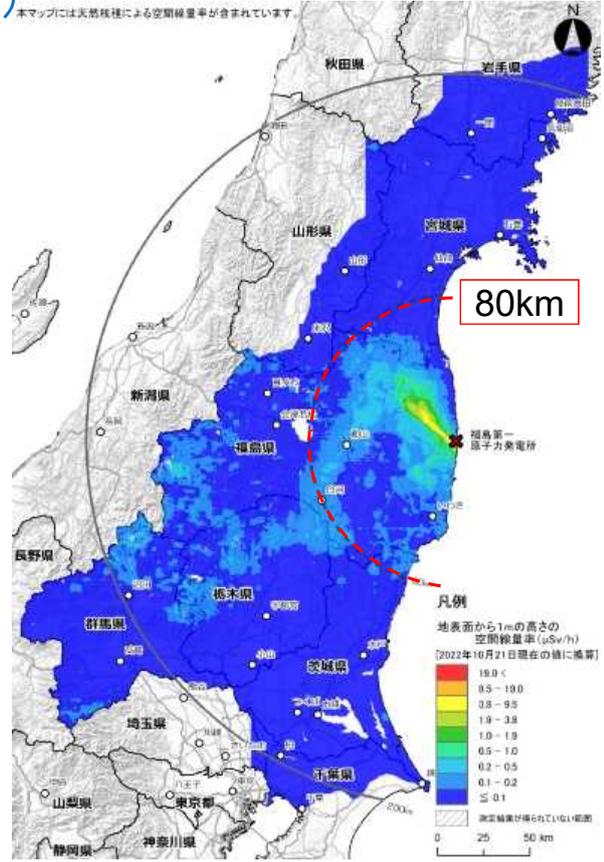
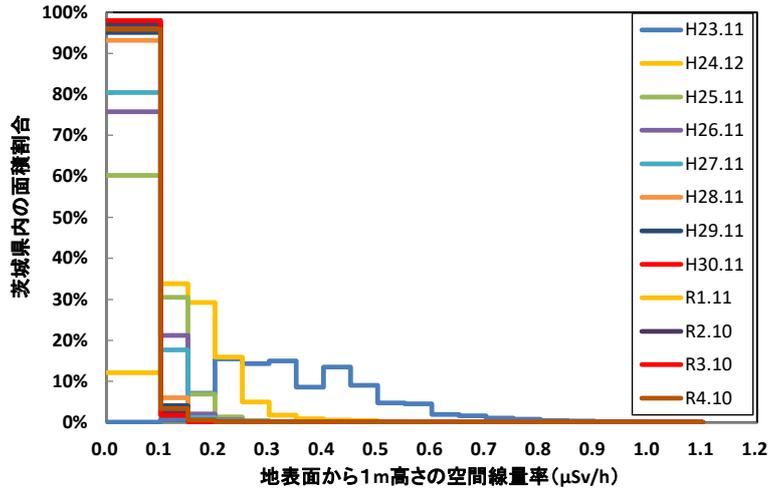


図 航空機モニタリングの結果  
(地表面から1m高さの空間線量率)  
(令和4年10月21日の値に補正)

3

## (2) 市町村別空間線量率(原子力規制委員会)

(マイクロシーベルト/時)

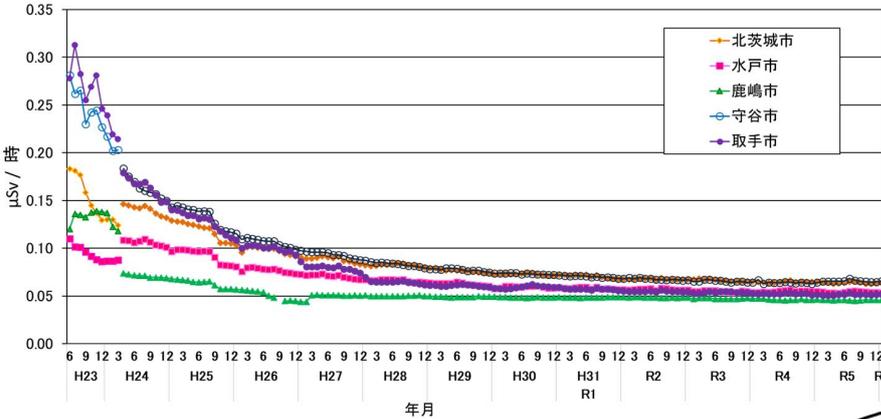


図 平成23年度以降に測定した1m高さの空間線量率の変動(R6.1まで)

### 【備考】

- ・H23.6～H24.3は、可搬型モニタリングポストまたはサーベイメータで測定
- ・H24.4から全ての地点でモニタリングポストによる測定を開始。
- これに伴い、一部の測定地点を移動
- ・鹿嶋市のH26.9は、モニタリングポスト点検のため、欠測
- ・守谷市はR5.1月にモニタリングポスト移設(市役所→守谷市中央図書館)

表 空間線量率の最大・最小・平均値(R6.1.31)

	市町村	空間線量率 (マイクロシーベルト/時)
最大	大子町	0.069
最小	五霞町	0.027
平均	-	0.047

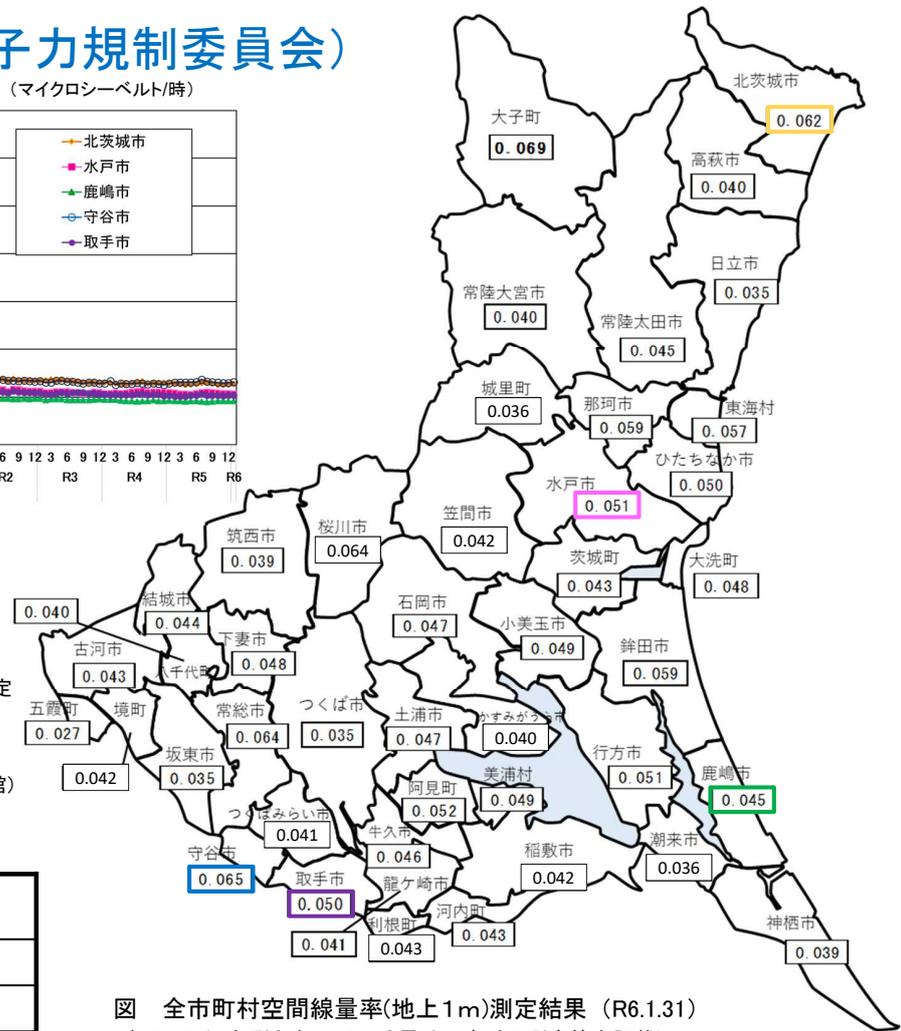


図 全市町村空間線量率(地上1m)測定結果 (R6.1.31)  
(R6.1.31に欠測となっている局は、直近の測定値を記載)

4

## 2. 海水浴場の測定結果(県環境対策課)

令和5年度調査内容 ○測定期間 : 令和5年5月～令和5年7月  
 ○測定回数 : 全2回  
 ○対象海水浴場 : 16海水浴場・1海岸

表 令和5年度第2回(7月18日～25日)海水中の放射性物質濃度測定結果

	$^{131}\text{I}$	$^{134}\text{Cs}$	$^{137}\text{Cs}$	$^3\text{H}$ (トリチウム)
海水(Bq/L)	ND	ND	ND	ND

ND: 検出下限値未満( $^{131}\text{I}$ 、 $^{134}\text{Cs}$ 及び $^{137}\text{Cs}$ : 1Bq/L、 $^3\text{H}$ (トリチウム): 20Bq/L)

表 令和5年度第2回(7月25日～27日)海水浴場の空間線量率測定結果

	測定結果	備考
空間線量率 (マイクロシーベルト/時)	0.03～0.06※	・測定高さ・・・ 砂浜表面、高さ50cm、高さ1m ・1海水浴場あたり5地点の測定結果の平均値

※ : 測定結果は、県が沿岸の市町村(モニタリングポスト)で測定した空間線量率(0.03～0.07  $\mu\text{Sv}$ /時)に比べ同程度又はそれ以下

5

## 3. 海水・海底土の測定結果(原子力規制委員会)

○測定期間 : 平成23年5月～令和5年12月  
 ○対象地点数 : 茨城県沖約10～40km 10地点  
 ○測定回数 : 地点ごとに1回※  
 ※過去の測定結果と比較し、傾向が異なる場合、再度測定し確認

○ 測定結果(令和5年5月～12月)

表 海水測定結果

	$^{134}\text{Cs}$ (Bq/L)		$^{137}\text{Cs}$ (Bq/L)	
	結果	過去最大	結果	過去最大
表層	ND	0.11(H23.9.8)	0.0013～0.0027	0.13(H23.9.8)
下層	ND	0.068(H23.9.7)	0.00053～0.0022	0.085(H23.9.7)

※ ND: 検出下限値未満(0.001Bq/L程度)  
 表層: 水深1m, 下層: 水深25～544mの水を採取

表 海底土測定結果

	$^{134}\text{Cs}$ (Bq/kg・乾土)		$^{137}\text{Cs}$ (Bq/kg・乾土)	
	結果	過去最大	結果	過去最大
海底土	ND～1.4	440(H23.9.8)	ND～65	520(H23.9.8)

※ ND: 検出下限値未満(1Bq/kg・乾土程度)、海底面から3cmの土壌を採取  
 ※海水、海底土の検出下限値は国の目標とする測定精度を示す  
 実測でこの値より小さい値が出ることもあるが、国ではそのまま公表している

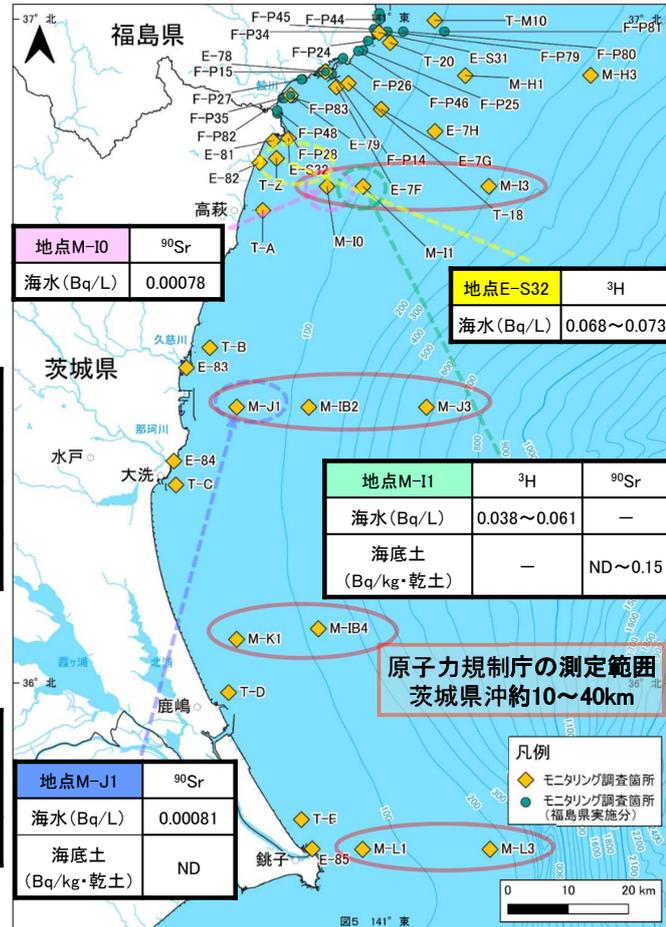


図 茨城県沖の海域モニタリング地点  
 出典: 総合モニタリング計画(令和5年3月16日改定) 一部改変 6



品目	制限・要請等の適用範囲	区分*	指示等の発出時期
(1) 特用林産物			
原木しいたけ (露地栽培、施設栽培) ◎印: 施設栽培及び露地栽培で 出荷制限・出荷自粛を行っている 産地 ★印: 露地栽培のみ出荷制限 または出荷自粛を行っている 産地 ▲印: 出荷制限(施設栽培)の 一部解除を行っている産地 ▼印: 出荷制限(露地栽培)の 一部解除を行っている産地 ■印: 出荷自粛(施設栽培)の 一部解除を行っている産地 ◆印: 出荷自粛(露地栽培)の 一部解除を行っている産地	小美玉市▼、鉾田市◎▲、行方市▼、土浦市▲▼	国指示	H23.10月
	茨城町▲▼、阿見町▼		H23.11月
	常陸大宮市▼、ひたちなか市★、那珂市★、つくばみらい市★、守谷市★		H24. 4月
	日立市◎■、高萩市◎、水戸市◆、笠間市■◆、城里町◎◆、石岡市■◆、かずみがうら市■◆、桜川市★	県要請	H24. 3月
こしあぶら(野生)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市	国指示	H24. 5月
	城里町		H30. 5月
	北茨城市、高萩市、大子町、笠間市、石岡市、桜川市		R1. 5月
乾しいたけ	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、笠間市、城里町 <small>注1)平成24年3月以前に加工されたものに限る。            注2)乾しいたけは、安全性が確認された原材料(生しいたけ)を使用して加工する。            注3)原木しいたけが出荷制限指示等に該当している市町村においては、一部解除ロットから産出されたいたけを使用する。</small>	県要請	H24. 4月
野生のきのこ類	城里町、北茨城市、高萩市	国指示	R1.12月
	日立市、常陸太田市、笠間市、大子町		R2.11月
	石岡市、つくば市		R2.12月
	水戸市、茨城町		R3.12月
(2) 野生鳥獣の肉類			
イノシシ肉	県内全域。ただし、石岡市、高萩市内の食肉処理施設が出荷するイノシシ肉を除く。	国指示	H23.12月

\* 国指示：国の原子力災害特別措置法に基づく出荷制限指示      県要請：県の出荷・販売の自粛要請